

地域密着型通所介護（指定予防通所事業）
デイサービスフィーグさんば
運営規程

（事業目的）

第1条 株式会社フィーグが開設するデイサービスフィーグさんば(以下「事業所」という。)が行う指定地域密着型通所介護〔指定予防通所事業〕事業(以下「事業」という。)は、居宅において要介護状態〔要支援状態〕にある利用者に対し、適切な指定地域密着型通所介護〔指定予防通所事業〕を提供することを目的とする。

（運営方針）

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を行う。

2 事業は、利用者が要介護状態〔要支援状態〕となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者及び地域密着型サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供を行う。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名 称 デイサービス フィーグさんば
- (2) 所在地 広島県尾道市山波町1648番地1

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に職務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次の通りとする。

- (1) 管理者 1名（常勤・兼務）

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定地域密着型通所介護〔指定予防通所事業〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、事業所に対する指定地域密着型通所介護〔指定予防通所事業〕の利用の申し込みに係る調整、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行い、また他の従事者と協力して地域密着型通所介護計画（通所型サービス個別計画）の作成等を行う。

- (3) 看護職員 1名以上

看護職員は利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

- (4) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退防止するための訓練指導、助言を行う。

- (5) 介護職員 3名以上

介護職員は利用者の心身の状況に応じ、利用者の入浴等の必要な介護及び援助を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時30分から午後4時までとする。
- (4) 延長サービス可能時間帯 午後6時半までとする。

(指定地域密着型通所介護〔指定予防通所事業〕の利用定員)

第6条 指定通所介護の利用定員は、18人とする。

(指定地域密着型通所介護〔指定予防通所事業〕の内容)

第7条 指定地域密着型通所介護〔指定予防通所事業〕の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 入浴サービス
- (2) 食事サービス
- (3) 生活指導（相談・援助等） レクリエーション
- (4) 機能訓練
- (5) 健康チェック
- (6) 送迎
- (7) 社会的孤立を防ぐための地域交流、外出支援、心理的援助サービス
- (8) 延長サービス

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2. 指定予防通所事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、介護予防通所介護に相当する第1号通所事業を提供した場合の利用料の額は、尾道市長が定める基準によるものとする。

3. 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が契約者負担とする。

- (1) 第9条の通常の事業の実施地域を越えて送迎を行った場合は、片道500円を徴収する。
- (2) 食事の提供に要する費用については、700円を徴収する。
デイサービス利用当日の朝8時までに欠席等キャンセルの連絡がない場合は、キャンセル料として700円（食事1回分）を徴収する。
- (3) 飲み物の提供に要する費用については、150円を徴収する。
- (4) その他、指定地域密着型通所介護〔指定予防通所事業〕において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。
- (5) 延長時間の費用については営業時間内〔16：30～17：30〕を1時間1,000円、営業時間外〔17：30～18：30〕は1時間2,000円とする

3. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文章に署名又は記名押印を受けることにする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 事業所の通常の事業の実施地域は、尾道市(御調町、因島地区、瀬戸田町、百島町を除く)とする。

（衛生管理等）

第10条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2. 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第11条 利用者は、サービス利用に当たって、次の事項に留意するものとする。

- (1) 主治の医師からの指示事項等がある場合には申し出る。
- (2) 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。
- (3) 体調不良等によって指定地域密着型通所介護〔指定予防通所事業〕に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。

（緊急時における対応方法）

第12条 指定地域密着型通所介護〔指定予防通所事業〕の提供を行っているときに利用者に病状の

急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2. 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(苦情処理)

第14条 指定地域密着型通所介護〔指定予防通所事業〕の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

2. 提供した指定地域密着型通所介護〔指定予防通所事業〕に関し、市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3. 提供した指定地域密着型通所介護〔指定予防通所事業〕に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4. 提供した指定地域密着型通所介護〔指定予防通所事業〕に関する利用者からの苦情に関して、市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努める。

(個人情報の保護)

第15条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いを行う。

2. 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則として利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得る。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

- 第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
2. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
 3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（身体拘束）

- 第18条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（地域との連携等）

- 第19条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。
2. 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
 3. 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

- 第20条 事業所は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- （1）採用時研修 採用後1ヶ月以内
- （2）継続研修 年6回以上
- （3）その他の研修

2. 従業者は、職務上知り得た秘密を保持する。
3. 事業所は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
4. この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、株式会社フィーグと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年 9月 1日から施行する。